

岐阜県公報

目次

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則	(人事課)	一
訓令 甲	(人事課)	二
岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令	(人事課)	二
岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令	(同)	二

規則

号外(一) 平成二十七年一月三十日

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年一月三十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第二号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第百二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三土木事務所長の部五の二の項の次に次のように加える。

五の三 災害対策基本法(昭和三十六年法律第百二十三号。以下この項中「法」という。)及び災害対策基本法施行令(以下この項中「施行令」という。)の施行に関する事務

- 1 法第七十六条の六第一項の規定により、区間を指定して、車両等の占有者等に対し緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずること(指定する区間が二以上の土木事務所所の所管区域にわたる場合を除く。)
- 2 法第七十六条の六第二項の規定により指定道路区間内に在る者に対し当該指定道路区間を周知させる措置をとること。
- 3 法第七十六条の六第三項の規定により自ら第一号の措置をとること。
- 4 法第七十六条の六第四項の規定により他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分すること。
- 5 法第八十二条第一項の規定により、法第七十六条の六第三項後段又は第四項の規定による処分により

<p>通常生ずべき損失を補償すること。 6 施行令第三十三条の三第一項の規定により公安委員会に通知すること。</p>	<p>附則 この規則は、平成二十七年二月一日から施行する。</p>	<p>訓令 甲</p>	<p>岐阜県訓令甲第一号 岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成二十七年一月三十日 岐阜県知事 古田 肇 各現地機関</p>	<p>岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令 岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。 別表第三防災課の表三の項中「「施行事務」」の下に、「（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項に規定する道路管理者の権限に係るものを除く。）」を加える。 別表第三道路建設課の表一の項中「昭和二十七年法律第八十号」を削る。 別表第三道路維持課の表中六の項を七の項とし、五の項を六の項とし、四の項を五の項とし、三の項の次に次のように加える。</p>	<p>四 災害対策基本法（以下この項中「法」といふ。）の施行事務（道路法第十八条第一項に規定する） 1 法の施行に関する事務</p>
<p>道路管理者の権限に係るものに限る。）</p>	<p>附則 この訓令は、平成二十七年二月一日から施行する。</p>	<p>訓令 甲 第二号</p>	<p>岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成二十七年一月三十日 岐阜県知事 古田 肇</p>	<p>岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令 岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。 別表第二土木事務所の表八の項の次に次のように加える。</p>	<p>八の二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二一三号）及び災害対策基本法施行令の施行事務 1 法第七十六条の六第一項の規定による措置命令 2 法第七十六条の六第二項の規定による指定道路区間を周知させる措置 3 法第七十六条の六第三項の規定による措置の実施 4 法第七十六条の六第四項の規定による他人の土地の一時使用又は竹木等の処分 5 法第八十二条第一項の規定による損失補償 6 施行令第三十三条の三</p>

第一項の規定による公安
委員会への通知

別表第二建築事務所の表三の項中「都市計画法施行規則」を「都市計画法施行令（昭和四四年政令第一五八号）、都市計画法施行規則」に改め、同項所長決裁事項の欄第一号中「協議」の下に「（開発区域の面積が三千平方メートル以上の開発行為又は法第三十四条第十四号に掲げる開発行為に係るものに限る。次号から第六号まで及び第十一号において同じ。）」を加え、同欄第二号中「許可」の下に「又は不許可の処分」を加え、同欄第三号中「第三十六条第二項の」の下に「規定による」を加え、同欄第四号中「建設許容認定」を「規定による建築等の承認」に改め、同欄第五号中「建ぺい率等の条件の付加」を「規定による建ぺい率等の指定」に改め、同欄第六号中「第四十一条第二項ただし書の」の下に「規定による」を加え、同欄第七号中「第四十二条第一項の」を「第四十二条第一項ただし書の規定による」に改め、「許可」の下に「（建築等を行う区域の面積が三千平方メートル以上の開発行為又は法第三十四条第十四号に掲げる開発行為に係るものに限る。次号において同じ。）」を加え、同欄第九号中「及び」を「又は」に改め、「協議」の下に「（建築等を行う区域の面積が三千平方メートル以上のもの又は施行令第三十六条第一項第三号水に掲げる建築物等に係るものに限る。）」を加え、同欄第十一号中「第七十九条の」の下に「規定による」を加え、同欄第十二号中「第八十一条第一項の」の下に「規定による」を加え、「建築物等若しくは物件」を「工作物等」に改め、同欄第十三号中「第八十二条第一項の」の下に「規定による」を加え、同項課長専決事項の欄第一号中「法」の下に「施行令」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十七年二月一日から施行する。

平成二十七年一月三十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社